**〇〇〇〇 職員行動規範**

**前　文**

　私たちは、誰もがかけがえのない人生をより豊かに生きたいと思っています。そして、個人の尊厳と平等が大切にされる社会の実現を願っています。

私たち職員は、障害のある利用者の人格及び尊厳を尊重して接することを基本とし、支援者としての役割を果たします。そして、利用者一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。

私たち職員は、利用者の自己実現と成長を目指し、自立のための支援を専門的に行います。

そして私たち職員は、利用者の「生命の尊厳、個人の尊厳、人権の擁護、社会への参加」を基本として、利用者の社会参加に向けての取り組みを積極的に推進し、利用者一人ひとりの笑顔が輝く、より豊かな社会を創り上げていくために、この「職員行動規範」を遵守し、行動するための規範とします。

**基本的姿勢**

1. 私たち職員は、障害のある利用者の人間としての尊厳を大切にして、利用者の権利擁護につとめます。
2. 私たち職員は、支援者の立場を自覚し、利用者の主体性、個性を重んじます。
3. 私たち職員は、利用者が快適で豊かな生活が出来るように支援します。
4. 私たち職員は、福祉施設としての役割と専門性を認識し、保護者をはじめ関係機関や地域住民、ボランティアと協働して、地域に貢献できる施設づくりに努めます。
5. 私たち職員は、支援者としての専門性を高めるため、絶えず研鑽に努めます。

**具体的行動規範**

**＜人権の尊重＞**

1. 利用者に対して、いかなる理由があっても、体罰は一切しません。
2. 利用者に対して、からかい、侮蔑、嘲笑などの差別的な態度はとりません。
3. 利用者の人格を尊重し、呼称は「～さん」を基本とし、呼び捨て、あだ名、「～くん」、「～ちゃん」では呼びません。
4. 利用者への支援にあたって、プライバシーの保護に配慮します。（個人情報保護の徹底）

**＜利用者の主体性の尊重＞**

1. 支援者として利用者が安心感をもてるような態度で接します。（命令的や否定的な言葉を慎み、むやみに大声で注意したり呼びつけたりしません。）
2. 利用者の個々の性格や生活のペースを尊重し、一方的な理由で行動を強要しません。
3. 利用者の長所やがんばりなどを積極的に認め、自立していこうとする力を支援します。
4. 利用者が楽しい雰囲気の中で生活できるよう工夫して取り組みます。

**＜一人ひとりの利用者にふさわしい支援＞**

1. 利用者一人ひとりの障害特性や能力、個人の状況やニーズを的確に捉え、個別支援計画を作成して、利用者の了解のもとに、自立・自己実現に向けた支援を行います。
2. 利用者個々について適切なコミュニケーション手段を工夫するなどして意思の疎通を図ります。
3. 利用者の健康管理、安全確保、体力に配慮した支援に努めます。
4. 利用者が不安定な時や興奮した状態にある時、感情的にならず、行動の背景などの理解に努め、冷静に対応します。
5. 利用者の自傷、他害その他の危険な行為を防止する時には、必要最低限の抑止にとどめます。

**＜利用者の社会参加支援＞**

1. 就労可能な利用者に対して、職場実習を行うなどしてさらに就労意欲を高め、就職など社会参加が実現できるように努めます。
2. 就労する際には、本人並びに保護者・家族の意思を確認することはもとより、雇用主並びに現場の従業員に対し、障害のある人たちに対する正しい理解が得られるように努めます。
3. 就労した場合のアフターケアは、計画的、継続的に取り組みます。
4. 市民館、図書館、スポーツセンター、ショッピングセンターなどの地域の社会資源を利用する機会をもてるように支援するとともに、地域行事に参加するなど、社会参加の機会を広げるように支援します。

**＜利用者、保護者に対する情報の提供＞**

1. 利用者との利用契約に際しては、事前に見学や面談、体験利用を行い、施設支援の基本方針などを、十分に説明します。
2. 施設の事業計画は、定期的に保護者・家族に報告します。また、支援の状況に関する情報は定期的に報告・説明して、保護者・家族の協力を得るように努めます。（個別支援計画説明会の実施）
3. 利用者・保護者に対して、年間行事予定、月間行事予定、外出活動、献立などの情報を伝えます。

**＜開かれた施設づくり＞**

1. 施設が常に利用者の保護者をはじめ、ボランティア、関係機関、地域住民に支えられていることを認識し、開かれた施設づくりに努めます。
2. 専門的機関としての役割を認識し、家族支援をはじめ地域のニーズに応えられる利用しやすい施設づくりに努めます。

**＜支援専門職の自覚＞**

1. 利用者への支援の専門職としての誇りと自覚を持ち、支援技術向上のために、積極的に研修会などに参加するなどして自己研鑽を重ね、資質の向上に努めます。
2. 社会福祉法人○○会〇〇〇〇の職員としての誇りと自覚を持ち、組織の一員として、チームワークを重んじた利用者支援を行います。
3. この行動規範をより実践的な規範とするために、たえず自己点検、相互点検を怠らず、必要に応じて、各会議においてその実践状況を相互に確認するものとします。

附則　この職員行動規範は、毎年度全職員により確認をし、必要があれば見直しを行う。

附則　この規範は、令和3年〇月〇日から施行する。

※「田原授産所職員行動規範」を一部変更して作成した権利擁護委員会モデル

　です。「職員倫理綱領」にリンクする形で作成してありますので、それぞれの

　施設・事業所で作成する場合の参考にして下さい。